

火薬類を譲渡する場合の手続（法第17条）

○ 提出書類

① 火薬類譲渡許可申請書・・・様式 No. 22

② 火薬類貯蔵受諾証の写・・・様式 No. 23

（注）貯蔵受諾証がない場合には、譲り渡そうとする火薬類の種類及び数量を証する書面を添付すること。

③ 委任状（申請者が代理人である場合）・・・書式例 No. 1

○ 提出部数 1部

○ 提出先 譲受許可を受けた産業労働部産業政策課産業資源班又は県土木（建築）事務所

○ 手数料 1,200円（山口県収入証紙を貼付すること）